

帯広市駐車場管理業務基本協定書（案）

※協定書締結時には、この協定書（案）に基づいて双方協議の上確定することになります。

帯広市（以下「甲」という。）と、××××（以下「乙」という。）とは、帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 37 号。以下「手続条例」という。）第 8 条の規定に基づき、帯広市帯広駅南駐車場及び帯広市帯広駅北地下駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（管理業務）

第 1 条 乙は、この協定書に基づき、次に掲げる駐車場の管理業務を行う。

名 称	位 置
帯広市帯広駅南駐車場	帯広市西 3 条南 1 3 丁目
帯広市帯広駅北地下駐車場	帯広市西 2 条南 1 2 丁目

2 乙が行う管理業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）施設の維持管理業務
- （2）駐車場の使用に関する業務
- （3）その他前各号を遂行するために必要な業務

3 乙は、前項の管理業務を行うに当たっては、帯広市駐車場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び帯広市駐車場指定管理者募集要項並びに第 7 条の事業計画書に基づき実施するものとする。

4 乙は、管理業務を行うに当たっては、アンケート調査を行うなど施設の利用に関する市民ニーズを的確に把握し、サービスの向上に努めるものとする。

（甲が行う業務の範囲）

第 2 条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- （1）施設の目的外使用許可
- （2）第 6 条第 4 項に基づき甲が実施する施設の修繕業務

（協定期間）

第 3 条 この協定書の有効期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 3 1 日までとする。

（法令等の遵守）

第 4 条 乙は、管理業務の遂行に当たっては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「自治法」という。）、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）及び駐車場法（昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号）及び道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）その他の法令を遵守するとともに、次の事項を守らなければならない。

- （1）手続条例、帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 1 6 年規則第 4 3 号）、帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事務処理要綱（平成 1 6 年 7 月 8 日制定）、帯広市駐車場条例（平成 8 年条例第 2 5 号）及び帯広市駐車場条例施行規則（8 年規則第 6 3 号）に定めるところにより、誠実に管理業務を執行すること。
- （2）駐車場の施設を甲の承諾を受けることなく目的以外に使用しないこと。
- （3）その他管理業務の執行に関し甲の指示に従うこと。

（経理）

第 5 条 乙は、管理業務の遂行に当たっては、乙が行う他の事業等と区分して経理しなければならない

い。

- 2 乙は、前項の経理について、毎年4月1日から翌年の3月31日までを会計年度とし、一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とする予算を編成するものとする。
- 3 乙は、前項の予算の編成に当たっては、あらかじめ甲と協議するものとする。

(利用料金等)

第6条 自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を採用するので、乙は、帯広市駐車場条例第20条の規定に基づき、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該乙の収入として收受し、利用料金の額は、同条例別表第4及び別表第5並びに第12条規定により定める額の範囲内において甲の承認を得て定めるものとする。

- 2 乙は甲に対して、利用料金の一部、5年間総額〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）を納付金として支払うものとする。
- 3 乙が甲に対して支払う納付金の年度ごとの額及び支払時期等については、別に年度協定書において定めるものとする。
- 4 第20条のリスク分担に基づく、物価・賃金スライド制度による指定管理料のスライド額及び支払時期等については、甲乙協議の上、別に年度協定書において定めるものとする。
- 5 管理施設の修繕については、1件30万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のもので、年度ごとの収支計画書の修繕予算額に達するまでは乙が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 6 各年度において、乙が負担する管理業務に係る費用総額又は前項の規定により乙が負担する修繕費用が、次条に規定する事業計画書の予算額に対して多額の不用額を生じる見込みのある場合は、甲乙協議の上、必要な修繕を実施し、又は不用額相当額について甲が乙に納付を求めることができるものとする。
- 7 協定期間内に経済情勢や管理施設周辺環境の激変、その他予想することができず乙の責めではない特別の事情により、第2項に定める納付金が著しく不適當となったときは、甲乙協議の上、納付金の額を変更することができる。

(事業計画)

- 第7条 乙は、毎年度、年度開始前までに事業計画書を甲に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 事業計画書には、収支予算、管理執行体制その他甲が必要と認める事項を記載するものとする。
 - 3 甲及び乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(事業報告)

第8条 乙は、手続条例第9条第1項の規定により、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後5月31日までに甲に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費等の収支状況等
- (5) 自主事業の実施状況に関する事項（必要な場合のみ）
- (6) 市町村税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書類
- (7) 社会保険料について未納がないことを証明する書類
- (8) その他甲が指示する事項

- 2 乙は、次に掲げる事項を記載した月報（別記様式）を毎月終了後10日以内に、甲に提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 利用者、関係者等からの苦情・要望及びその対応状況

3 乙は、法人（団体）の決算が確定したときは、法人（団体）に係る次に掲げる書類を速やかに甲に提出するものとする。

（1）前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書類

（2）現事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

4 甲は、必要があると認めるときは、前各項に掲げる書類の内容又はそれに関連する事項について、乙に対し報告又は説明を求めることができるものとする。

（業務実施状況の確認）

第9条 甲は、乙の管理業務及び経理の状況等に関し、前条に規定する事業報告書及び月報による報告のほか、「帯広市指定管理者導入施設のモニタリングマニュアル」に基づき、書類による確認を行い、又は実地に調査することができるものとする。

2 乙は、管理施設を適正に管理運営するため、「帯広市指定管理者導入施設のモニタリングマニュアル」に基づき、管理業務執行状況を記録し、自己評価を実施するものとする。

（調査、指導及び指示）

第10条 甲は、第8条第4項及び前条第1項に掲げるもののほかサービス水準の確保及び管理業務の適正を期するため、必要に応じて、乙に対して、当該管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、第8条第4項、前条第1項及び前項の規定による報告又は実地調査について、正当な理由があると甲が認めた場合を除きこれに応じなければならない。

3 報告又は調査の結果、改善が必要と認められる場合は、甲は、乙に対し改善指導書により指導を行うものとする。

4 乙は、前項の指導を受けた時は、速やかに改善のための対応策を改善計画書に取りまとめ、甲に提出するとともに、全力で実施しなければならない。

5 甲は、改善計画書に基づく改善状況の確認のため必要に応じて、施設への立入りにより、現地で業務遂行状況の調査を行うものとし、乙はこれに応じなければならない。

6 前項の調査により改善状況が適正と認められない場合は、甲はその結果を乙に通知するとともに、改善すべき内容と期限等について改善指示書により指示を行うものとする。

（指定管理者への指示・指導）

第11条 甲は、特に次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときには、乙に対し必要な指導又は指示を行うものとする。

（1）利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒んでいるとき又は不当な差別的取扱いをしているとき。

（2）要員の配置や施設の管理が当該施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていないとき。

（3）その他、当該施設の管理の適正を期するために必要であるとき。

（管理運営状況等の評価及び公表）

第12条 甲は、毎年度終了後、「帯広市指定管理者導入施設のモニタリングマニュアル」に基づき、乙による管理施設の管理運営状況及び実績を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。

（指定の取消し及び管理業務の停止）

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、乙に対して、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。

（1）乙がこの協定に定める事項を履行せず、又はこれらに違反したとき。

（2）乙が帯広市駐車場指定管理者募集要項に定めた申請資格を失い、回復の見込みのないとき。

（3）乙が、指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

- (4) この協定書の規定に基づく報告の求め若しくは調査に応じず、虚偽の報告若しくは回答をし、又は指示に従わないとき。
- (5) その他乙に管理業務を行わせておくことが不可能又は著しく困難若しくは社会通念上著しく不適当と甲が判断したとき。
- 2 前項の規定の確認のために、甲は乙に対し、随時書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定により指定管理者の指定が取り消されたときは、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合において、乙は、指定を取り消された日から30日以内に、第8条第1項に規定する事業報告書を甲に提出するものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に乙に対して支払った指定管理料の全部又は一部を返還させることができる。
- 5 第1項の規定により指定を取り消し、又は管理業務の停止を命じた場合において乙に損害が生じても甲はその賠償の責めを負わない。

(権利の譲渡禁止等)

第14条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(第三者への委託の禁止)

- 第15条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が認めた場合は、管理の主たる業務を除く業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 乙が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用負担において行うものとする。この場合において、その業務に関して乙が委託又は請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用は、全て乙がこれを負担するものとし、甲はその賠償の責めを負わない。

(苦情処理等)

- 第16条 乙は、利用者その他の関係者等から当該管理業務、サービス内容等に対する苦情・要望があった場合は、誠意をもって適切かつ速やかに対応するものとする。
- 2 苦情等の内容及びその対応状況については、第8条第2項の規定による月報により甲に報告するものとする。ただし、特に必要と認める事項については、月報の報告期限にかかわらず速やかに甲に報告するものとする。

(災害等の通知等)

第17条 乙は、駐車場において災害その他異常な事態が生じたとき又はその恐れがあるときは、遅滞なく甲に通知し、その指示を受けるものとする。

(事故発生の報告等)

第18条 乙は、管理業務を行うに当たって事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(損害賠償)

- 第19条 乙は、管理業務を行うに当たって、乙の責めに帰すべき事由により第三者又は甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合又は天災地変等による場合は、この限りでない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(リスク分担)

第20条 管理業務に関するリスク分担は、別表「リスク分担表」のとおりとする。

（施設等の使用）

第21条 甲は、管理業務の実施に必要な駐車場施設及び備付物件を無償で乙に貸与する。

2 乙は、前項の規定により使用する施設及び備付物件を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理業務の範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、故意又は過失により備品等を破損、滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対してこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

4 前項の規定により調達した備品の所有権は甲に帰属する。

5 乙は、駐車場施設の使用に関し、自動販売機を設置するなど行政財産の目的外使用に該当する場合は、事前に甲と協議するものとする。

（自主事業）

第22条 乙は、管理施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

3 甲は必要があると認めるときは、自主事業の実施に当たって条件を付することができる。

（利益の還元）

第23条 乙は、各年度の利用料金収入が予算に対して増収となった場合、収入予定額を実績額が上回った額（以下「増収額」という。）について、その3割を上限として、甲に還元することとする。ただし、還元を要する額は、管理運営業務（自主事業は除く。）の全体収支黒字額から増収額の7割相当額を控除した額の範囲内とし、かつ、30万円を超える場合に限る。

2 乙は自動販売機設置に係る収支において黒字が生じた場合には、その黒字額の3割を甲に還元することとする。この場合、当該還元額から自動販売機設置に係る当該年度分の行政財産使用料の額を控除することができるものとする。

3 前2項の還元の方法は、原則として翌年度の6月30日までに現金で納付することとするが、乙が別途提案する場合には、甲と乙との協議により決定する。

（帳簿等の整備保管）

第24条 乙は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管するものとする。

（1）金銭出納簿その他の経理書類

（2）管理業務に関する実施報告書及び収支決算報告書

（3）甲が別に指定する書類

（個人情報の保護等）

第25条 乙は、管理業務を行うための個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報公開）

第26条 乙は、管理業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めるものとする。

2 乙は、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、甲を通じて、管理業務を行うに当たって保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに、これに応じるものとする。

（秘密の保持）

第27条 乙は、管理業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（障害のある方への対応）

第28条 乙は、管理業務における障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害をいう。以下同じ。）のある方への対応については、「帯広市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を遵守するものとする。ただし、主務大臣の対応指針による対応を妨げるものではない。

（多様な性に関する施設利用者への対応）

第29条 乙は、「多様な性に関する職員ガイドライン」を踏まえ、多様な性への理解を深め、管理運営にあたり、適切に対応しなければならない。

（原状回復等）

第30条 乙は、管理業務が終了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに、施設及び備付物件を原状に回復した上、管理業務に必要なものを甲又は甲が指定するものに引き渡し、業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、甲が原状回復することを要しないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により乙が甲の指定するものに業務の引継ぎを行うときは、書面を取り交わし、その写しを甲に提出しなければならない。

（準備行為）

第31条 乙は、指定期間の開始の日の前日までに、管理業務の遂行に必要な資格その他の能力を有する人材を確保し、必要な研修等を行い、管理業務の遂行に必要な一切の準備を行わなければならない。

2 前項に係る費用は、乙が負担するものとする。

3 乙は、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

4 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

（前受金等の引き継ぎ）

第34条 甲が乙の指定期間における利用の対価として収受した利用料金に相当する額がある場合は、甲は支払い方法を別に定め、乙に対し当該支払方法により利用料金に相当する額を支払うものとする。

2 乙は、指定期間の満了後の期間における利用の対価として収受した利用料金については、甲が新たな指定管理者を指定しかつ利用料金制度を導入するときは新たな指定管理者に対して、その他の場合は甲に対して、甲が指定する期日までに支払うものとする。

（協定の改定）

第35条 甲及び乙は、特別の事情がある場合に限り、協議の上、この協定を改定することができる。

（その他）

第36条 この協定に関し疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
帯広市
帯広市長 上 野 庸 介

(乙) 住 所
法人名 又は 団体名
代表者 氏名